

生駒市条例第30号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月16日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例

(生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第1条 生駒市住民基本台帳カード利用条例(平成22年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに印鑑登録証明書」を「次に掲げる証明書等」に改め、同号に次のように加える。

- ア 戸籍の全部事項証明書
- イ 戸籍の個人事項証明書
- ウ 住民票の写し
- エ 住民票記載事項証明書
- オ 戸籍の附票の写し
- カ 印鑑登録証明書
- キ 所得・課税証明書
- ク 所得・非課税証明書

第2条第2号中「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに印鑑登録証明書」を「前号に掲げる証明書等」に改める。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第2条 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「300円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円）」を加え、同表の24の項中「300円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1件につき150円）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。